

令和2年度 第2回 北栄町障がい者福祉施策推進委員会

日時 令和3年3月10日(水)
(書面開催)

1 配布資料

(1)パブリックコメント及び県への意見照会結果について

→資料1のとおり

(2)現行の計画案(修正箇所該当ページ)

→資料2のとおり

2 その他

計画の公表について

→3月下旬を予定

※別紙の資料等、ご不明な点がございましたら3月18日(木)までにご連絡をお願い致します。

パブリックコメント及び県への意見照会結果について

○パブリックコメントの結果（実施期間：R3.2.1～R3.2.15）

→意見なし※町ホームページにて結果公表済。

○県への意見照会の結果

① 障がい福祉計画（第 6 期）

→意見なし

② 障がい児福祉計画（第 2 期）

→意見あり

・ P21（5）障がい児支援の提供体制の整備

児童発達支援センターの設置の備考欄について、「エール発達障害者支援センター」を「倉吉東こどもの発達デイサービスセンター」に変更すること。

※上記県への意見照会結果を反映した部分について、計画案（資料 2）を添付しております。その他の部分については、R3.1.20 付で送付いたしました「障がい福祉計画（第 6 期）・障がい児福祉計画（第 2 期）の見直しに関する資料について（送付）」の内容と同一となっておりますので、資料の差し替えをお願いいたします。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備

国の基本指針では、下記項目を、令和5年度までに設置することを目標としています。児童発達支援センターや保育所等訪問支援事業所については、現在中部圏域内でサービスを提供していますが、その利用状況やニーズ等を見込み、サービスの提供体制を今後も継続します。

主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所については、利用状況等を見込み、中部圏域におけるサービス提供の実施を目指します。

医療的ケア児等の支援体制については、平成30年度に中部圏域障がい者地域自立支援協議会に医療的ケアを要する障がい児者支援部会が発足され、当該部会にて関係機関による協議の場として設置しました。医療的ケア児に関するコーディネーターについては、令和2年度より北栄、琴浦、湯梨浜、三朝圏域で指定特定計画相談事業所りんくすに委託し、配置しました。

項目	実績 (令和元年度末)	目標 (令和5年度末)	備考
児童発達支援センターの設置	実施	実施	中部圏域(倉吉東こどもの発達 デイサービスセンター)
保育所等訪問支援が利用できる体制	実施	実施	中部圏域(倉吉東こどもの発達 デイサービスセンター、スイ ッチーズ、こどものつむぎ(鳥取 市)等)
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	実施	実施	中部圏域(スマイルセンター倉 吉、中部療育園)
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	実施	実施	中部圏域(スマイルセンター倉 吉、中部療育園)
医療的ケア児支援のため関係機関の協議の場の設置	実施	実施	中部圏域(中部圏域障がい者 地域自立支援協議会医療的ケ アを要する障がい児者支援部 会:H30~)
医療的ケア児支援のため医療的ケア児に関するコーディネーターの配置	未実施	実施	北栄、琴浦、湯梨浜、三朝圏域 (指定特定計画相談事業所りん くすに委託:R2~)

(6) 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針では、令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する目標が新たに設定されました。

本町においては、中部圏域で設置している基幹相談支援センター(中部障がい者地域生活支援センター)と町に設置する町障がい者地域生活支援センターとの連携をより密にし、総合的・専門的な相談支援及び地域の相談支援の体制の強化を図ります。

項目	実績 (令和元年度末)	目標 (令和5年度末)	備考
総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保	—	実施	中部圏域(基幹相談支援セン ター)